

おゆみ野ほたる会自治会防犯パトロール隊 隊則

第1条（名称）

本団体は、「おゆみ野ほたる会自治会防犯パトロール隊」と称する。

第2条（目的）

本会則は、おゆみ野ほたる会自治会の会則（第4条）に基づき以下の三つを行う事を目的とする。

- ・おゆみ野ほたる会地域の「安全で安心な街づくり」を目指す。
- ・地域住民の事故防止、犯罪の抑止及び安全をはかる。
- ・地域住民の防犯意識を高める。

第3条（構成）

本団体は、おゆみ野ほたる会自治会の自主的な市民自治組織である。

本団体の隊員は、おゆみ野ほたる会自治会の役員、及び各自治会会員の有志により構成される。

第4条（役員を選任）

本団体は、次の役員を置き、選任方法は下記の通りとする。

- ・パトロール隊長(1名)： おゆみ野ほたる会自治会の役員、班長より選出される。

第5条（役員の任務）

- ・隊長：千葉市より支給されるパトロールに必要な備品を管理する。

必要があれば、千葉市に備品を申請もしくは、おゆみ野ほたる会自治会より、提供を受ける。

第6条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（パトロール範囲・地域）

パトロールの範囲・地域は、おゆみ野ほたる会自治会地区および隣接する六通公園、泉谷公園とする。

第8条（パトロールの時間）

日中： 任意の時間に行なうこととする。

夜間： 月に一回、もしくは任意の回数とし、土曜日の夜八時から約三十分間とする。

第9条 (パトロールの実施の最少人数また天候について)

日中： 必要最少人数を定めない。

夜間： 三人以上揃ったことを条件とする。

天候： 雨天または荒天の時は、行わない。

第10条 (パトロールの装備品)

パトロール中、隊員はそれぞれ携帯電話を常に通話可能な状態にして携行する。

赤色灯、懐中電灯、防犯の帽子、ホイッスル(笛)、防犯のベスト、また、打木を持って、パトロールする。

第11条 (活動中の通報など)

パトロール活動中、違法行為、少年少女の非行に遭遇した際は、警察に通報し、パトロール隊は隊員の安全確保を最優先とする。

第12条 (パトロールの保険)

活動中に事故が発生した場合、おゆみ野ほたる会自治会が加入している「自治会活動保険」の対象となる。

備考

(1) この会則は、令和2年4月5日から施行する。